

# 税務キャッチ・アップ

## 所得税関係

### 文化芸術・スポーツイベントの中止等による入場料金等払戻請求権の放棄

#### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)による自粛要請等の措置は、納税者の経済活動に大きな影響を及ぼすものである。そのため、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号、以下「特例法」という。)等が公布・施行された。

そこで本稿では、国等からの自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツイベント等の行事が、中止、延期又は規模を縮小しての開催(以下「中止等」という。)となった場合に、その行事のチケット等購入者が、チケット等代金の払戻しを辞退した場合の税制上の取り扱いについて述べることとする。

#### 2 制度の概要

指定行事が中止等となった場合において、個人が、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間(以下「指定期間」という。)に、その指定行事の入場料金又は参加料金等の払戻しを請求する権利(以下「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄をした場合には、その年の指定期間内に放棄した入場料金等払戻請求権に相当する金額の合計額(一定の金額を除き、20万円が限度)について、寄附金控除(所法78)又は公益社団法人等に対する寄附金の税額控除(措法41の18の3)を適用することができる(特

例法5①③)。

また、住民税の所得割の納税義務者が、指定期間内に入場料金等払戻請求権の全部又は一部を放棄(条例で定めるものに限る。)をした場合には、その放棄をした入場料金等払戻請求権に相当する金額の合計額(一定の金額を除き、20万円が限度)を、その放棄をした日の属する年中に支出した寄附金とみなして、寄附金税額控除が適用される(地法37の2①三、314の7①三、地附則60)。

#### 3 指定行事とは

指定行事とは、文部科学大臣が指定する行事で、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に国内で行われていた又は行う予定であった文化芸術・スポーツに関する行事のうち、不特定多数の者から入場料金や参加料等の対価を受けて、その対価を支払った者に見せ、聴かせ又は参加させる行事で、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、国等からの要請により中止等した行事であると認められるものをいう(特例法施行令3)。

なお、明らかに文化芸術・スポーツを目的としない行事、身内や内輪の行事、法令に反する行事、主催者が反社会的勢力に属する行事及び入場料金等の払戻しを行わないことを決定・公表している行事等は、指定行事に該当しない。

#### 4 入場料金等払戻請求権に相当する金額以下の寄附

個人が、指定行事の中止等に伴い、令和2年2月1日から令

和2年10月31日までの間に入場料金等払戻請求権の行使をした場合において、その行使をした日から令和3年1月29日までに、その払戻しをした者(主催者)に対して、払戻しを受けた金額以下の寄附金を支出したときは、その寄附金の支出は入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とみなして、前述2と同様に取り扱うこととしている。

#### 5 確定申告

個人が前述2の寄附金控除等の適用を受けるためには、指定行事の主催者に対し、入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を申請し、その主催者から一定の事項が記載された①払戻請求権放棄証明書、②文部科学大臣が指定した行事であることを証する書類の写し(特例法施行規則3)の交付を受け、これらの書類を利用して、入場料金等払戻請求権の全部又は一部を放棄した年の翌年3月15日までに確定申告をする必要がある(特例法施行令3②、所法120)。

#### 6 おわりに

本制度の対象となる行事は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となったイベント主催者の申請に基づき、文部科学大臣が指定するものである。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となったイベントであっても指定行事に該当しないケースもあるので、留意しておく必要がある。

(右山研究グループ)  
税理士 中田 博